

事業計画書目次

[こども青少年局]

6款3項1目 児童措置費

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和3年度		令和2年度		増△減(3-2)		38 の 政策	新規・ 拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債		
109	児童措置費等	5,955,081	2,944,861	5,920,971	2,948,514	34,110	▲ 3,653		○
110	児童養護向上支援事業	533,136	527,636	539,731	538,731	▲ 6,595	▲ 11,095		○
111	児童措置費等支弁事務費	7,581	7,563	7,579	7,561	2	2		
112	横浜いずみ学園教育棟 運営費助成事業	3,892	3,892	3,892	3,892	0	0		
113	母子生活支援施設緊急 一時保護事業	62,588	29,818	62,588	29,864	0	▲ 46	○	
114	災害時応急備蓄物資整 備事業 (民間児童福祉施設分)	535	535	618	618	▲ 83	▲ 83		
115	横浜型児童家庭支援セ ンター運営費補助・子 育て短期支援事業	475,061	333,076	464,078	324,594	10,983	8,482	○	○
117	障害児施設措置費	1,180,978	588,252	1,180,978	588,252	0	0		
118	障害児入所支援事業	255,656	127,924	255,656	127,924	0	0		
119	障害児施設利用者負担 助成	3,721	3,721	3,721	3,721	0	0		
120	民間障害児施設運営費 助成	950,808	950,798	919,008	918,998	31,800	31,800		
121	重度障害児・者対応専 門医療機関運営費補助 事業	131,417	131,417	131,417	131,417	0	0		
122	障害児福祉施設 医療費手数料	599	599	599	599	0	0		
123	障害児福祉費負担金納 付促進事業	3,199	3,188	3,186	3,175	13	13		
124	福祉避難所応急備蓄物 資整備	566	566	654	654	▲ 88	▲ 88		
125	児童福祉施設等におけ る感染症拡大防止対策 事業	27,000	13,500	0	0	27,000	13,500		○
126	障害児施設等における福祉 サービス継続支援事業 (障害児入所施設分)	5,600	0	0	0	5,600	0		○
	計	9,597,418	5,667,346	9,494,676	5,628,514	102,742	38,832		

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[ことば青少年局 ことば家庭課]

事業名
6款3項1目
児童措置費等

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-1 2
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県		負担金	市債	一般財源
令和3年度	5,955,081	2,943,667			66,553		2,944,861
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	5,920,971	2,934,893			37,564		2,948,514
増△減	34,110	8,774	0	0	28,989	0	△ 3,653

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算 事業費	5,367,889	6,021,923	6,158,198
市債+一般財源	2,775,381	3,007,283	3,065,957
決 算 事業費	5,451,643	5,601,657	5,746,628
市債+一般財源	2,783,850	2,764,663	2,929,317

歳出	令和4年度	令和5年度
予 算 事業費	6,133,733	6,317,745
市債+一般財源	3,066,867	3,158,873

方針の確認/決裁
有 () ・ 無 ()

【事業の目的・必要性】

児童福祉法に基づく要保護児童の児童入所施設への入所、里親・ファミリーホームへの委託、自立援助ホームへの委託、母子家庭の母子生活支援施設への入所、妊産婦の助産施設への入所等の措置等をとった場合に、入所後の保護または委託後の養育にかかる費用を支弁します。

また、20歳到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合において、居住支援や生活支援を行います。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

① 児童養護施設退所等の社会復帰支援事業

自立援助ホームに入所している児童について、心理面から自立支援を実施することにより、自立の促進を図ります。

② 児童養護施設等体制強化事業

児童養護施設等における夜勤業務、子ども間のトラブル等に対応するための補助者を雇い上げ、児童指導員等の業務負担軽減を図ります。

また、ファミリーホームにおける、補助者等の雇い上げ体制を強化し、養育者の負担軽減を図ります。

【実績及び今後見込み】

(単位:千円)

項目	29年度実績	30年度実績	元年度実績	2年度見込み	3年度見込み	4年度見込み	5年度見込み	伸び率(平均)
施設数	80	82	80	76	78	78	77	0.994
現員数	820人	831人	811人	849人	857人	867人	877人	1.011
	142世帯	142世帯	128世帯	127世帯	128世帯	125世帯	122世帯	0.975
	100床	112床	110床	107床	110床	112床	115床	1.025

【事業費の内訳】

(単位:千円)

区分	令和3年度				令和2年度				予算増減
	施設数	定員	現員	予算額	施設数	定員	現員	予算額	
児童養護施設	24	624	555	3,181,346	23	645	545	3,346,395	△ 165,049
児童自立支援施設	5	34	24	182,680	5	33	26	165,837	16,843
里親	-	93	93	239,987	-	83	83	155,211	84,776
ファミリーホーム	6	29	23	92,183	7	33	28	109,706	△ 17,523
乳児院	5	95	75	949,707	5	92	77	889,771	59,936
母子生活支援施設	15	164	128	640,407	12	152	127	593,528	46,879
児童心理治療施設	2	51	43	380,128	2	56	42	373,237	6,891
		15	15	25,462		15	14	22,280	3,182
自立援助ホーム	10	41	29	161,014	11	50	34	183,260	△ 22,246
助産施設	11	48	110	59,752	11	48	107	54,655	5,097
社会的養護	-	-	-	493	-	-	-	493	0
自立支援事業	-	-	-	5,067	-	-	-	6,986	△ 1,919
業等	-	-	-	773	-	-	-	753	20
基幹的職員研修負担金	-	-	-	96	-	-	-	88	8
医療機関等連携強化事業	-	-	-	6,357	-	-	-	18,771	△ 12,414
児童養護施設退所等の社会復帰支援事業	-	-	-	1,069	-	-	-	-	1,069
児童養護施設等体制強化事業	-	-	-	28,560	-	-	-	-	28,560
計	78	981人	857人	5,955,081	76	1007人	849人	5,920,971	34,110
		164世帯	128世帯			152世帯	127世帯		
		48床	110床			48床	107床		

【事業スケジュール】

対象施設等からの請求により、毎月の精算払い、または四半期ごとの概算・精算払いを行います。

【根拠法令】

児童福祉法

第22条(助産の実施)、第23条(母子保護の実施)、第27条第1項第3号(児童及び児童入所施設への入所施設)

第33条の6、第50条第1項第6号・第6号の2・第7号・第7号の3(都道府県の支弁)、第53条(国庫)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

【根拠とするデータ等】

過年度実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	養護支援保
	安藤 敦久	須藤 大路	染谷 千尋

(ことば青少年局 -)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6款 3項 1目 児童養護向上支援事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-1 3
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	533,136	5,500					527,636
補助事業							
単独事業		補助率	%				
令和2年度	539,731	1,000					538,731
増△減	△ 6,595	4,500	0	0	0	0	△ 11,095

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	590,175	524,660	520,046
算 市債＋一般財源	590,175	524,660	520,046
決 事業費	526,467	518,467	515,132
算 市債＋一般財源	526,467	518,467	511,982

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	533,136	533,136
算 市債＋一般財源	527,636	527,636

方針の確認／決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性・令和3年度実施内容と期待される効果】

児童福祉施設（保育所、障害児施設を除く）に措置委託された児童の処遇向上、施設職員の待遇改善及び施設経営の健全化・安定化を図るため、国で定められた措置費に加え、市単独補助として、事業費加算、人件費（職員雇用費・職員処遇改善費）・管理費加算等を施設及び里親等に対して支弁します。
また、地域住民との交流のため、母子生活支援施設に付置する地域交流スペースについて、その運営費を補助します。
令和3年度より、児童養護施設等の地域分散化を推進するため、地域小規模児童養護施設等の新規開設支援を行います。

【実績及び今後見込み】

	29年度実績	30年度実績	元年度実績	2年度見込み	3年度見込み	4年度見込み	5年度見込み
施設数	75	73	71	70	69	69	69

※施設数には本市所管外施設を含む

・3年度実施内容

施設種別	施設数	3年度見込現員		
児童養護施設	22	504人	-	-
児童自立支援施設	3	9人	-	-
乳児院	3	75人	-	-
児童心理治療施設	2	43人	-	-
母子生活支援施設	11	323人	128世帯	-
里親	-	93人	-	-
ファミリーホーム	6	23人	-	-
自立援助ホーム	11	32人	-	-
助産施設（年間）	11	-	-	110件
合 計	69	1102人	128世帯	110件

・延人員 1,102人 × 12月 + 110件 = 13,334人

	延人員	単価	金額
予 2	13,955	38,677	539,731,000
算 3	13,334	39,983	533,136,088

【事業費の内訳】

(単位：千円)

施設種別	3年度	2年度	差 引	説 明
児童養護・自立・乳児・児童心理・母子	502,435	506,540	△ 4,105	単価見直し等による減
里親	10,138	12,768	△ 2,630	対象見込人員の減
ファミリーホーム	10,899	9,972	927	対象見込人員の増
自立援助ホーム	2,565	4,065	△ 1,500	単価見直し等による減
助産施設	7,099	6,386	713	見込人員の増
合 計	533,136	539,731	△ 6,595	

【事業スケジュール】

対象施設からの請求により、四半期ごとの概算・精算払いをします。但し、就学援助のみ神奈川県等の支援金決定時期の関係で、年度末に支弁額を決定し支払います。

【事業開始年度】

昭和48年度

【根拠法令】

児童福祉法

横浜市民間児童福祉施設法外扶助費支給要綱、横浜市児童福祉施設入所児童就学援助実施要綱、里親法外扶助費支給要綱
横浜市小規模住居型児童養育事業法外扶助費支給要綱、横浜市児童自立生活援助事業法外扶助費支給要綱

【根拠とするデータ等】

過年度実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	養護支援係
	安藤 敦久	須藤 大路	染谷 千尋

(こども青少年局ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

事業名
6款3項1目
児童措置費等支弁事務費

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和2年度事業評価書番号	-
令和2年度事業評価書番号	

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県		諸収入	市債	一般財源
令和3年度	7,581				18		7,563
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	7,579				18		7,561
増△減	2	0	0	0	0	0	2

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算			
事業費	6,602	10,862	7,538
市債+一般財源	6,582	836	7,520
決算			
事業費	7,068	10,475	34,226
市債+一般財源	△2,942	10,458	33,858

歳出	令和4年度	令和5年度
予算		
事業費	7,581	7,581
市債+一般財源	7,563	7,563

方針の確認/決裁
有()・無()

【事業の目的・必要性・令和3年度実施内容と期待される効果】

児童福祉法による施設入所児童及び里親委託児童の措置医療について委託契約を結び、実施機関に手数料を支払います。入所児童の大半は被虐待児であり、毎月膨大な医療費を措置費から支弁しています。

そこで、医療費の請求に係る大量のレセプトの処理を行うため、会計年度任用職員を雇用し対応します。

また、児童福祉法に基づく要保護児童の施設入所、里親委託等の行政措置等をとった場合に、それぞれの施設等に措置費等を支弁していますが、里親委託児童の増加に伴い、毎月の措置費等の支払事務が増加していることから、確実な審査・支払事務を行うため、会計年度任用職員を雇用し対応します。

【実績及び今後見込み】

	29年度実績	30年度実績	元年度実績	2年度（見込み）	3年度（見込み）
件数	17,234件	18,844件	19,895件	12,022件	12,143件
医療費手数料	1,297,973円	1,369,235円	1,409,817円	843,000円	845,000円

【事業費の内訳】

対象施設等

区分	元年度実績	2年度予算	3年度見込み
施設数	43	42	42
措置児童養護施設等	810	841	819
里親・FH	112	116	122
定一時保護(33委託)含む	160	160	160
員合計	1,082	1,117	1,101

医療費手数料2年度単価（1年おきに改訂）

○支払基金分	〈医科〉電子レセ	84.0円
	紙レセ	71.8円
	連名簿	75.0円
	〈調剤〉電子レセ	48.1円
	紙レセ	35.9円
	連名簿	39.1円
○国保分		84.0円

支払先別件数

	支払基金(医科)	支払基金(調剤)	国保	合計
29年度実績	9,213件	5,853件	2,168件	17,234件
30年度実績	10,087件	6,459件	2,298件	18,844件
元年度実績	10,388件	6,790件	2,717件	19,895件
2年度見込み	5,952件	4,346件	1,724件	12,022件
3年度見込み	6,441件	4,143件	1,559件	12,143件

【事業スケジュール】

実施機関からの請求により、毎月支払います。

【根拠法令】

児童福祉法

第27条第1項第3号（里親及び入所施設への委託、入所措置）

第33条（児童の一時保護）

第50条第7号（都道府県の支弁）

【根拠とするデータ等】

令和2年度の審査支払手数料等について（社会保険診療報酬支払基金神奈川支部）

令和2年度公費負担医療審査支払手数料に関する予算措置について（神奈川県国民健康保険団体連合会）

過年度実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	養護支援係
	安藤 敦久	須藤 大路	染谷 千尋

(こども青少年局 -)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6款 3項 1目 横浜いずみ学園教育棟運営費助成事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	-
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	3,892	0					3,892
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	3,892						3,892
増△減	0	0	0	0	0	0	0

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算 事業費	3,892	3,892	3,892
市債+一般財源	3,892	3,892	3,892
決算 事業費	4,335	4,300	5,540
市債+一般財源	4,335	4,300	5,540

歳出	令和4年度	令和5年度
予算 事業費	3,892	3,892
市債+一般財源	3,892	3,892

方針の確認/決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】

児童心理治療施設「横浜いずみ学園」における学校教育については、学園の近隣に教育棟を設置し、汲沢中学校の特別学級「いずみ級」として実施している状況ですが、施設入所措置費に教育棟の管理費用が含まれないため、光熱水費等運営費・施設設備補修等の実費助成を施設を運営する社会福祉法人「横浜博萌会」に対して行います。

○教育委員会との分担

- 1 教員の派遣及び教材(教育委員会負担)
- 2 教育棟に関わる運営費(こども青少年局負担)

○助成に対する考え方

施設入所児童の教育は、原則として施設近隣の学校に通うこととされていますが、情緒に障害を持つ児童が地元の学校に就学することは困難であるため、児童心理治療施設「横浜いずみ学園」における学校教育については、学園の近隣に教育棟を設置し、義務教育を受けられるようにしています。(小学校については本体施設内に設置)

「いずみ級」は、入所児童の教育機会確保に欠くことのできない施設であるため、このために必要な経費については原則として公費負担とします。

【令和3年度実施内容及期待される効果】

汲沢中学校の特別級「いずみ級」を、児童心理治療施設「横浜いずみ学園」の近隣に教育棟として設置しています。施設の運営主体である「横浜博萌会」に、教育棟の光熱水費等運営費や施設設備補修等の実費の助成を行います。いずみ級に所属する児童にとってより良い教育環境を構築することが可能になります。

【実績及び今後見込み】

	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込	令和3年度見込	令和4年度見込
運営費	4,335千円	4,300千円	5,540千円	3,892千円	3,892千円	3,892千円

【事業費の内訳】

	3年度	2年度	増△減	説明
光熱水費	814	762	52	R元実績
施設維持管理費	2,271	2,329	△58	R元実績、小破修繕等保全費の減
施設設備保全費	807	801	6	R元実績
合計	3,892	3,892	0	

【事業スケジュール】

通年実施

【事業開始年度】

平成2年度

【根拠法令】

社会福祉法第58条
社会福祉法人の助成に関する条例

【根拠とするデータ等】

過年度実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	養護支援係
	安藤 敦久	中曽根 真一	植木 美緒

(こども青少年局ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6款 3項 1目 母子生活支援施設緊急一時保護事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
30
主な施策番号
4

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-1 4
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	62,588	16,385	16,385				29,818
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	62,588	16,362	16,362				29,864
増△減	0	23	23	0	0	0	△46

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算 事業費	60,807	60,829	60,829
市債+一般財源	29,875	29,875	29,875
決算 事業費	57,310	54,761	62,151
市債+一般財源	26,444	25,744	34,769

歳出	令和4年度	令和5年度
予算 事業費	62,588	62,588
市債+一般財源	29,818	29,818

方針の確認/決裁
有() 無()

【事業の目的・必要性】

母子世帯の福祉の向上を図ることを目的とし、DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に入所させ、直面する身体・生命の危機から母子を保護するとともに、相談・支援等を行います。
また、虐待の未然防止を図り、母子での安定した生活基盤を整えることを目的とし、在宅での育児能力に問題があり、経済的に不安定で養育環境が適切ではない等の課題を抱え、出産前からの支援を必要とする特定妊婦を、一時的に母子生活支援施設に入所させ、妊娠中から保健指導や出産後間もない乳児の養育への支援を実施します。助産指導については、市内の助産院等に委託します。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

実施内容

対象者:市内に住む緊急に保護を必要とする母子世帯
定員:母子生活支援施設1施設につき3世帯
利用期間:原則1か月(必要に応じて3か月まで延長)
支援内容:母子の保護及び相談、生活資金の支給等

期待される効果

施設における母子世帯の生活状況や養育支援を通じ、母子にとって適切な生活の場についての見立て等を行い、母子の安定した生活実現につなげます。

【実績の推移・今後見込み】

	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R元実績	R2見込	R3見込
保護世帯数	67世帯	73世帯	92世帯	75世帯	79世帯	92世帯	92世帯
利用人数	165人	195人	224人	190人	195人	235人	235人
利用延日数	2,417日	3,212日	4,268日	3,873日	3,818日	4,600日	4,600日
平均保護日数	36.0日	44.0日	46.3日	51.6日	48.3日	50.0日	50.0日
実施施設数	6か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

【事業費の内訳】

緊急一時保護室のある母子生活支援施設7か所に事業実施費用を支出します。

- ①人件費(指導員人件費:37,563千円)
 - ②管理費(夜間警備特別加算:3,780千円、管理費:7,674千円)
 - ③事業費(生活支援費:9,660千円、健康診断検査料:75千円、指導支援費:1,588千円、妊娠期支援備消耗品代:1,048千円)
- 市内の助産院等に助産指導を委託します。
助産師指導費:1200千円

【事業スケジュール】

必要に応じ、緊急の保護を要する母子や出産前からの支援を必要とする特定妊婦等への支援を実施します。
事業実施費用等については、実績に応じ支出します。

【事業開始年度】

平成8年度

【根拠法令】

横浜市母子生活支援施設緊急一時保護実施要綱
横浜市母子生活支援施設緊急一時保護実施要領

【根拠とするデータ等】

- ・母子生活支援施設緊急一時保護利用実績(横浜市)
- ・特定妊婦数(横浜市)
- ・女性福祉相談の件数(横浜市)
- ・横浜市DV相談支援センターへの相談件数

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	児童虐待・DV対策担当
	柴山 一彦	阿部 礼以亜	三浦 裕也

(こども青少年局ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6款 3項 1目 災害時応急備蓄物資整備事業 (民間児童福祉施設等)

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号 主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	-
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	535	0					535
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	618						618
増△減	△ 83	0	0	0	0	0	△ 83

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	1,096	792	792
算 市債+一般財源	1,096	792	792
決 事業費	614	543	575
算 市債+一般財源	614	543	575

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	535	535
算 市債+一般財源	535	535

方針の確認/決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】

「横浜市防災計画」に基づき、災害時における在宅要援護者のための福祉避難所を運営する社会福祉施設等に対し、予算の範囲で横浜市社会福祉施設等災害時福祉避難所応急備蓄物資を整備し、災害時における在宅要援護者への支援を充実する。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

実施内容

福祉避難所応急備蓄物資の整備

食糧、水、粉ミルク9食分(3日分)と生活必需品(紙おむつ、毛布等)を整備

※ 備蓄の考え方

ア 【在宅要援護者数】①避難所として占有利用できる床面積÷3平方メートル(施設利用者が日常利用するスペースを除く、端数は切り捨て)、②区と施設との間で協定等により定めた人数

イ 【施設職員・ボランティア】受入可能な在宅要援護者の人数÷6(端数は切り上げ)

ウ 食糧、水等は新規に整備を受けた年に整備対象人数分の50%を整備し、2年目以降は25%ずつ更新

その他の備蓄品は備蓄を受けた年に対象人数分を整備し、使用に耐えなくなった場合に更新

災害時に、在宅要支援者が避難することが可能な場所を提供することができる。

【実績及び今後見込み】

民間社会福祉施設が災害に備えた応急備蓄物の整備に要する費用を助成します。

食料品の一部(パン、白米兼おかゆ、水)は4年更新で25%備蓄。

乳幼児用防災物資(粉ミルク、ベビーフード、紙おむつ等)は乳児院の受入数30人の3日分の4年更新で25%備蓄。

協定締結済み14施設について、更新を行い、災害時の受け入れに備えます。

(協定未締結8施設の新規備蓄については状況に応じて次年度以降対応。)

【事業費の内訳】

[基礎数値] 物品品目及び一人あたり単価

物資	単価(円) 税抜	単 価 内 訳	在宅要援 護者数(人)	更新率(%)	更新数(セット)
食糧・水	3,500			25	81
粉ミルク・ベビーフード	2,000		279	25	8
紙おむつ・おしり拭き	1,900		施設職員等 (人)	25	8
簡易トイレ・生理用品	1,200			-	22
毛布(耐用年数10年)	2,000		44	-	5

食料品の一部(パン、白米兼おかゆ、水)は25%、ベビーフードは必要量の備蓄

更新中の施設は食料品・水・粉ミルクを更新(原則)

非常用電源 10万円上限

【事業スケジュール】

5月～6月	福祉避難所整備数調査
9月～10月	物資購入の事務手続き
11月～12月	仕分及び配送の事務手続き
1月以降	物資納品、仕分・配送

【事業開始年度】

平成8年度

【根拠法令】

横浜市社会福祉施設等災害時福祉避難所応急備蓄物資整備事業要綱

横浜市福祉避難所(児童福祉施設等)発電機等整備事業補助要綱

【根拠とするデータ等】

横浜市福祉避難所応急備蓄物資整備施設数(令和元年度)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	養護支援係
	安藤 敦久	中曽根 真一	植木 美緒

(こども青少年局 ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年 局 こども家庭 課]

事業名
6 款 3 項 1 目 横浜型児童家庭支援センター運営 費補助・子育て短期支援事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
30
主な施策番号
3

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-1 1
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	475,061	135,653	6,332				333,076
補助事業		135,653					
単独事業		補助率 %					
令和2年度	464,078	134,173	5,311				324,594
増△減	10,983	1,480	1,021	0	0	0	8,482

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	257,804	310,240	402,670
算市債＋一般財源	178,692	217,697	280,244
決事業費	218,821	289,609	375,017
算市債＋一般財源	139,412	187,653	237,948

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	486,910	489,060
算市債＋一般財源	344,560	345,883

方針の確認／決裁
(有) (H26年7月調整会議) ・無

【事業の目的・必要性】

横浜型児童家庭支援センターは、子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、地域での生活が継続できるよう、児童相談所や区福祉保健センター等の関係機関と連携し子育てについての悩みや課題を早期に発見し、相談・助言を行うほか、子育て短期支援事業によるレスパイト機能の提供等の支援により子育て家庭の負担を軽減し、安定した生活形成を目指す施設です。

子育て短期支援事業は、児童を養育する家庭において、保護者の疾病等の理由により、一時的に児童を養育することが難しくなった場合に、児童を児童家庭支援センター等で養育する事業ですが、乳児院での実施を含め、適切な利用に向け、調整・検討を進めます。

また、児童家庭支援センターを周知するため、各センターにおいて地域交流事業を実施します。

これにより、地域の子育て家庭との関係をつくり、支援が必要な家庭について適切な支援につなげます。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

児童家庭支援センターでは、関係機関等と連携及び地域交流事業の実施により、子育てについての悩みや課題の早期発見に努め、相談や助言を行います。それにより、子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭が、地域での生活を継続できることを目指します。

また 子育て短期支援事業を通じて 日常的な見守りや専門的な支援 生活支援を行い 虐待等の重篤化を防止します

【実績及び今後見込み】

○児童家庭支援センター及び子育て短期支援事業実施施設（令和元年度実績）

施設	所在区	開設	相談件数	子育て短期支援事業			
				ショートステイ	トワイライト	休日預かり	合計
計			41,191	830	2,512	2,610	5,952
児童家庭支援センター おおいけ	旭区	平成13年4月1日	1,020	20	197	214	431
杜の郷 子ども家庭支援センター	泉区	平成23年1月1日	3,337	41	453	42	536
児童家庭支援センター みなと	中区	平成23年10月1日	4,183	103	51	31	185
児童家庭支援センター むつみの木	南区	平成24年10月1日	5,441	384	307	920	1,611
児童家庭支援センター かわわ	都筑区	平成24年10月1日	3,225	47	245	85	377
のぼ こども家庭支援センター	港南区	平成26年3月1日	2,342	14	20	104	138
児童家庭支援センター ラ・コッコラ港北	港北区	平成28年9月1日	3,570	0	128	216	344
こども家庭支援センター ゆいの木	磯子区	平成28年10月1日	3,097	45	243	375	663
児童家庭支援センター ういず	瀬谷区	平成28年11月1日	2,740	61	219	8	288
ゆめのね	保土ヶ谷区	平成29年2月1日	3,184	13	236	115	364
こども家庭支援センター くらき	戸塚区	平成29年3月1日	1,619	2	165	74	241
こども家庭支援センター さくらの木	金沢区	平成30年8月1日	4,051	57	170	326	553
児童家庭支援センターみたけ	青葉区	平成31年4月1日	1,317	34	17	40	91
こども家庭支援センターいずみ	神奈川区	令和1年9月1日	805	0	31	25	56
こども家庭支援センター にじ	栄区	令和1年10月1日	1,260	5	14	0	19
こども家庭支援センター つるみらい	鶴見区	令和2年4月1日					
児童家庭支援センター らいく	西区	令和2年4月1日					
名称未定	緑区	開設準備中					
ポート金が谷	旭区			4	16	35	55
乳 デュナミス	磯子区	子育て短期支援事業 (ショートステイ)のみ実施		0			
児 久良岐乳児院	南区			0			
院 百百合ベビーホーム	泉区			0			

※2年度中に1施設整備予定

【 事業費の内訳 】

(単位：千円)

	3年度	2年度	差 引	説 明
児童家庭支援センター運営費	352,025	344,560	7,465	運営費、職員雇用費、独立型運営費
子育て短期支援事業運営費	120,036	115,918	4,118	事業費（ショートステイ、トワイライト、休日預かり）、職員雇用費、送迎費
地域交流事業	3,000	3,600	△ 600	イベント経費
合計	475,061	464,078	10,983	

【 事業スケジュール 】

〈児童家庭支援センター運営費・地域交流事業〉
 年度当初に交付決定後、請求により毎月支払します。
 〈子育て短期支援事業運営費〉□
 実施報告及び請求により毎月支払します。

【 事業開始年度 】

平成13年度

【 根拠法令 】

児童福祉法

横浜型児童家庭支援センター事業実施要綱、横浜型児童家庭支援センター等で実施する横浜市子育て短期支援事業実施要綱

【 根拠とするデータ等 】

児童家庭支援センター及び子育て短期支援事業実施施設数、実施実績（令和元年度）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	養護支援係
	安藤 敦久	中曽根 真一	植木 美緒

(こども青少年局 ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名
6款 3項 1目
障害児施設措置費

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-1 5
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	延滞金	分担金及び負担金	市債	一般財源
令和3年度	1,180,978	582,423		10	10,293		588,252
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	1,180,978	582,423		10	10,293		588,252
増△減	0	0	0	0	0	0	0

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	1,205,940	1,114,413	1,222,139
算 市債+一般財源	597,333	552,924	608,183
決 事業費	1,113,655	1,119,716	1,209,940
算 市債+一般財源	539,306	548,062	573,840

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	1,413,470	1,413,470
算 市債+一般財源	703,997	703,997

方針の確認/決裁
有 () (無)

【事業の目的・必要性】 児童福祉法に基づき、要保護児童を入所施設に措置した場合に、それぞれの措置後の保護につき児童福祉施設最低基準を維持するための費用を支弁する。平成18年10月の児童福祉法改正により、障害児施設給付費制度(利用契約制度)が導入されたが、入所理由としては措置すべきケースが多い。また、市内及び県内の施設に空きがなく、県外の施設に入所を依頼している状況である。				
【令和3年度実施内容と期待される効果】 福祉型障害児入所施設を運営するために必要な事務費及び入所している措置児童等に直接必要な事業費等を支弁する。				
【実績及び今後見込み】				
	施設数(か所)	月平均措置人員(人)	年間経費【決算(見込)額】	(千円)
29年度	26	173		1,113,655
30年度	26	170		1,119,716
元年度	26	177		1,209,940
2年度(予算)	26	174		1,180,978
3年度(予算)	26	174		1,180,978
【事業費の内訳】				
施設種別	2年度	3年度	差 引	説 明
福祉型障害児 入所施設	(主) 知的	691,655	691,655	0
	(主) 盲児	111,224	111,224	0
	(主) ろうあ	1,386	1,386	0
	(主) 肢体	56,718	56,718	0
医療型障害児 入所施設	(主) 肢体	5,786	5,786	0
	(主) 重心	314,209	314,209	0
合 計	1,180,978	1,180,978	0	
【事業スケジュール】 概算払請求書: 四半期毎に支弁し、当該四半期終了後すみやかに精算をする。 毎月払請求書: 毎月の請求書受理毎に支弁する。				
【事業開始年度】 昭和23年1月				
【根拠法令】 ・児童福祉法第27条第1項第3号(児童福祉施設への入所措置) ・同条第2項(指定医療機関への入所措置) ・同法第50条第1項第7号、第7号の2(都道府県の支弁)				
【根拠とするデータ等】 対象施設数及び支払額実績				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	内田 太郎	柄 洋平	森山 カイン

(こども青少年局 -)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名
6款 3項 1目
障害児入所支援事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-1 6
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	255,656	127,732					127,924
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	255,656	127,732					127,924
増△減	0	0	0	0	0	0	0

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	248,101	254,546	255,101
算市債+一般財源	124,114	127,480	127,758
決事業費	282,893	295,248	275,317
算市債+一般財源	154,076	147,364	147,862

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	318,952	318,952
算市債+一般財源	159,592	159,592

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

平成18年度の障害者自立支援法施行に伴う児童福祉法改正により、障害児施設給付費制度（利用契約制度）が導入されたが、虐待等児童保護が優先される事例については措置制度が存続された。また、平成24年4月に児童福祉法が改正され、障害児施設給付費制度が入所、通所とわかれることになり、それぞれ障害児入所給付費制度及び障害児通所給付費制度に変更された。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

利用契約制度で障害児施設に入所している児童のいる施設に対して、障害児入所給付費の支弁を行う。

なお、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、障害児入所支援を利用する3歳児から5歳児までの子どもについて、利用者負担を無償化する。

施設種別	平成30年度決算		令和元年度決算		令和2年度予算		令和3年度予算	
	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数
(主) 知的	7	18	6	17	7	20	7	20
(主) 自閉（福祉）	1	4	1	3	1	1	1	1
(主) 盲児	1	2	1	2	1	2	1	2
(主) ろうあ	1	0	0	0	1	1	1	1
(主) 肢体（福祉）	1	2	1	1	1	2	1	2
(主) 肢体（医療）	2	10	5	17	3	20	3	20
(主) 重症心身障害児	4	30	4	28	5	25	5	25
指定医療機関（重心）	3	3	3	4	2	3	2	3
合 計	20	69	21	72	21	74	21	74

【事業費の内訳】

事業内訳	30年度決算	元年度決算	2年度予算	3年度予算
障害児入所給付費	225,259,290	208,912,895	175,044,000	175,044,000
障害児入所医療費	69,739,595	61,535,234	79,070,000	79,070,000
高額障害児施設給付費等	248,177	215,044	242,000	242,000
無償化対応費用	0	0	1,109,000	1,109,000
障害児入所給付費支払手数料	0	0	191,000	191,000
合計	295,247,062	270,663,173	255,656,000	255,656,000

【事業開始年度】

平成24年度（障害児施設給付費の事業開始は平成18年度であり、平成19年度～23年度は障害児施設給付費・医療費等の予算として執行（平成18年度は障害児施設措置費として執行）している。）

【根拠法令】

児童福祉法第24条の2（障害児入所給付費の支給）、同条の3（障害児入所給付費の支給決定）、同条の6（高額障害児入所給付費の支給）、同条の7（特定入所障害児食費等給付費の支給）、同条の20（障害児入所医療費の支給）

【根拠とするデータ等】

対象施設数及び支払額実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	内田 太郎	柄 洋平	森山 カイン

(こども青少年局ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名
6款 3項 1目
障害児施設利用者負担助成

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	-
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	3,721	0					3,721
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	3,721						3,721
増△減	0	0	0	0	0	0	0

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	3,721	3,721	3,721
算市債+一般財源	3,721	3,721	3,721
決事業費	3,663	6,132	6,329
算市債+一般財源	3,663	5,954	6,314

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	3,721	3,721
算市債+一般財源	3,721	3,721

方針の確認/決裁

有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

平成18年度の児童福祉法の改正により、それまでの措置制度から利用契約制度(障害児施設給付費制度)への制度変更が行われたことに伴い、措置費負担金と比べて制度変更後の利用者の負担額が大きくなることから、減免措置を講じるため本事業を開始した。

平成24年4月の児童福祉法改正により、利用者負担に関する考え方がこれまでの原則1割負担から応能負担に変更されるとともに、施設種別の一化や新たなサービスの追加等がされたため、措置と契約が混在している入所施設の高校生以下の利用児童のみを対象とした。

これにより、入所施設利用に伴う利用者負担金等の減免措置を講じ、障害児とその家族が安心して継続的に施設を利用できることを目的とする。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

世帯の所得に応じて算定した「市負担上限額」を設定し、この市負担上限額と国基準による場合の利用者負担(低率負担及び食費等実費負担)との差額を助成します。

【実績及び今後見込み】

障害児入所(施設)給付費利用者数推移

施設種別	平成30年度決算		令和元年度決算		令和2年度予算		令和3年度予算	
	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数
(主)知的	7	18	6	17	7	20	7	20
(主)自閉(福祉)	1	4	1	3	1	1	1	1
(主)盲児	1	2	1	2	1	2	1	2
(主)ろうあ	1	0	0	0	1	1	1	1
(主)肢体(福祉)	1	2	1	1	1	2	1	2
(主)肢体(医療)	2	10	5	17	3	20	3	20
(主)重症心身障害児	4	30	4	28	5	25	5	25
指定医療機関(重心)	3	3	3	4	2	3	2	3
合計	20	69	21	72	21	74	21	74

【事業スケジュール】

請求書を受理後、すみやかに支弁する。

【事業開始年度】

平成19年4月

【根拠法令】

横浜市障害児施設利用者負担助成実施要綱

【根拠とするデータ等】

対象利用者数及び助成額実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	内田 太郎	柄 洋平	森山 カイン

(こども青少年局 ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名
6款 3項 1目
民間障害児施設運営費助成

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-1 7
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県		財産収入	市債	一般財源
令和3年度	950,808	0			10		950,798
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	919,008				10		918,998
増△減	31,800	0	0	0	0	0	31,800

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算 事業費	841,167	911,856	915,815
市債+一般財源	841,157	911,846	915,805
決算 事業費	825,198	872,487	910,151
市債+一般財源	825,186	872,473	910,151

歳出	令和4年度	令和5年度
予算 事業費	943,833	943,833
市債+一般財源	943,823	943,823

方針の確認/決裁
有 () ・ 無

【事業の目的・必要性】

児童虐待等多様化、複雑化する入所児童のニーズに対応し、自立に向けての個別支援の強化を図るため、知的障害児施設等に対して法定外援助費を支弁する。

入所児童の障害の状態や虐待等入所に至る家庭背景等に配慮し、児童個々のニーズに応じた支援の充実並びに通院や服薬管理等の医療対応と日々の健康管理の充実を図るため、職員、及び栄養士を加配する。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

児童福祉法に規定する児童福祉施設（保育所を除く）に対して法外扶助費を支給する。

【実績及び今後見込み】

	施設数(か所)	月平均対象人員(人)	年間経費【決算(見込)額】(千円)
平成29年度	20	368	825,198
平成30年度	20	396	872,487
令和元年度	19	400	910,151
令和2年度(予算)	20	402	919,008
令和3年度(予算)	20	402	950,808

【事業費の内訳】

	2年度	3年度	差引	説明
処遇費加算	272,904	272,904	0	
処遇費加算	239,053	239,053	0	
通学対応人件費	19,098	19,098	0	
教育費加算	2,177	2,177	0	
エレベーター保守管理費	2,156	2,156	0	
事業費加算	5,213	5,213	0	
行動障害児加算	3,377	3,377	0	
就職支度費加算	30	30	0	
第三者評価受審費	1,800	1,800	0	
重症心身障害児処遇費加算	600,772	600,772	0	
基本処遇費加算	338,364	338,364	0	
超重症児加算	125,492	125,492	0	
準超重症児加算	52,532	52,532	0	
ユニットケア加算	84,384	84,384	0	
横浜医療福祉センター障害者前雇費用一式	0	31,800	31,800	職員の雇用に伴う人件費の増
所管施設計	873,676	905,476	31,800	
神奈川県所管施設	5,576	5,576	0	
川崎市所管施設	10,452	10,452	0	
県外施設	29,304	29,304	0	
合計	919,008	950,808	31,800	

【事業スケジュール】

該当施設より請求書を受理後、速やかに支弁する。

【事業開始年度】

昭和63年4月

【根拠法令】

横浜市民間児童福祉施設法外扶助費支給要綱

【根拠とするデータ等】

対象施設数及び支払額実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 内田 太郎	係長 柄 洋平	係 森山 カイン
--------------------	-------------	------------	-------------

(こども青少年局 一)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名
6款 3項 1目 重度障害児・者対応専門医療機関 運営費補助事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	6-3-1 8
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	131,417	0					131,417
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	131,417						131,417
増△減	0	0	0	0	0	0	0

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	131,417	131,417	131,417
算 市債＋一般財源	131,417	131,417	131,417
決 事業費	129,795	131,412	131,411
算 市債＋一般財源	129,795	131,412	131,411

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	131,417	131,417
算 市債＋一般財源	131,417	131,417

方針の確認／決裁
有 () ・ 無

【事業の目的・必要性】

身近な地域で専門的な診療を受けることができるように補助金を交付し、常に医療的ケアを要する重症心身障害児者を含む重度障害児・者の在宅生活を支援する。

【令和3年度実施内容及期待される効果】

重症心身障害児施設や障害児者医療を中心に行っている医療機関に対し、職員雇用費等を援助し、重度障害児・者医療の安定的な供給を図る。

【外来患者診療実績及び今後見込み】

施設名 (単位：人)	29年度	30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度 (見込み)
横浜療育医療センター	16,735	19,058	20,111	20,200	20,200
小児療育相談センター	2,341	2,518	2,488	2,500	2,500
横浜医療福祉センター港南	21,807	24,111	24,796	24,800	24,800
合計	40,883	45,687	47,395	47,500	47,500

- ・小児療育相談センターは相談・検査・診断を一貫して行う医療機関であり、患者1人に要する時間が多くかかる。
- ・小児療育相談センターは、在宅重度障害児者に対する健康管理及び相談・医療的ケアへの対応、横浜療育医療センター及び横浜医療福祉センター港南は、より高度な医療的ケアを要する重度障害児者の外来・入院応需に対応している。

【事業費の内訳】

施設名（単位：千円）	補助対象	補助内容	2年度	3年度	差 引	説明
横浜療育医療センター	外来部門（有床）	人件費	48,148	48,148	0	
		機器リース代	5,090	5,090	0	
小児療育相談センター	相談部門	人件費	24,941	24,941	0	
横浜医療福祉センター港南	外来部門（有床）	人件費	48,148	48,148	0	
		機器リース代	5,090	5,090	0	
合計			131,417	131,417	0	

【事業スケジュール】

	4月	5月	6月	7月～3月	次年度4月
①横浜療育医療センター ②小児療育相談センター ③横浜医療福祉センター港南	・交付申請(法人)	・交付決定(横浜市) ・補助金申請(法人)	・4～6月分の補助金を支払(横浜市)	・毎月分の補助金を定期支出(横浜市)	・実績報告(法人) ・補助金額の確定(横浜市)

【事業開始年度】

平成11年度

【根拠法令】

横浜市重度障害児・者対応専門医療機関運営費補助金交付要綱

【根拠とするデータ等】

対象施設数及び支払額実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	内田 太郎	柄 洋平	竹友 沙耶

(こども青少年局 ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名
6 款 3 項 1 目
障害児福祉施設医療費手数料

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号 主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	-
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	599	0	0				599
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	599	0	0				599
増△減	0	0	0	0	0	0	0

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	599	599	599
算 市債＋一般財源	599	599	599
決 事業費	543	523	494
算 市債＋一般財源	543	523	494

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	599	599
算 市債＋一般財源	599	599

方針の確認／決裁 有 ()	・無
-------------------	----

【 事業の目的・必要性 】
児童福祉法に基づく障害児施設入所措置費及び障害児入所・通所給付費の医療費支弁に伴う事務に要する経費
・ 医療費審査手数料の支払 (社会保険診療報酬支払基金)

【 令和3年度実施内容と期待される効果 】
児童福祉法に基づく施設入所措置費及び障害児入所・通所給付費に係わる医療費の審査及び支払を実施している社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対し、審査および支払手数料を支払う。
また、医療費の請求について、適正な審査を行うことができる。

【 実績の推移・今後見込み 】

年度		障害児施設 (措置)		障害児施設 (契約)、医療型センター	
		施設数 (か所)	措置利用者数 (人)	施設数 (か所)	契約者数 (人)
27年度	決算	29	162	17	266
28年度		29	165	20	229
29年度		26	173	20	265
30年度		26	170	21	218
元年度		26	177	30	242
2年度	予算	26	174	30	266
3年度		26	174	30	244

【 事業費の内訳 】

	29年度決算	30年度決算	元年度決算	2年度予算	3年度予算	差 引
医療費審査手数料 (支払基金)	462	410	421	501	510	9
医療費審査手数料 (国保連合会)	81	113	73	98	89	△ 9
合 計	543	523	494	599	599	0

【 根拠法令 】
・ 児童福祉法第21条の5の28及び第24条の20

【 根拠とするデータ等 】
利用者数及び支払額実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	内田 太郎	柄 洋平	綱島 さくら

(こども青少年局 ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名
6款3項1目 障害児福祉費負担金納付促進事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	-
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和3年度	3,199	0		11			3,188
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	3,186			11			3,175
増△減	13	0	0	0	0	0	13

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	3,174	3,192	3,192
算市債+一般財源	3,163	3,181	3,181
決事業費	3,166	3,177	3,160
算市債+一般財源	3,158	3,169	3,160

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	3,186	3,186
算市債+一般財源	3,175	3,175

方針の確認/決裁
有()・無()

【事業の目的・必要性】

障害児施設利用に伴う福祉費負担金の未納分について、徴収率の向上及び費用負担の公平化を図るため、「会計年度任用職員(福祉施設負担金納付指導業務)」を専門に配置し、未納者に対する継続的な電話及び文書による催告等を実施する。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

未納者に対する継続的な電話及び文書による催告等の実施及び一括での支払いが困難な未納者に対する分割納付の案内を行う。また、催告等を実施しても支払いをしていただけない場合については、差押えを行い、債権を回収する。

【実績及び今後見込み】

	前年度繰越額	不納欠損額	当年度調定額	収入済額	収入未済額	徴収率
27年度	8,328,768	877,100	5,832,296	7,612,828	5,671,136	53.8%
28年度	5,671,136	0	6,097,270	7,838,472	4,347,102	66.6%
29年度	4,347,102	0	6,767,231	7,162,413	4,256,420	64.4%
30年度	4,256,420	0	7,748,822	6,930,295	5,196,569	57.7%
元年度	5,196,569	0	8,452,991	8,069,496	5,580,064	59.1%
2年度	5,580,064	0	6,806,182	6,078,742	3,528,254	49.1%
3年度	3,528,254	0	7,115,410	6,366,809	3,353,373	59.8%

【事業費の内訳】

	2年度	3年度	差引
会計年度任用職員人件費	2,130	2,133	3
費用弁償	135	135	0
期末・勤勉手当	471	471	0
社会保険料	450	460	10
合 計	3,186	3,199	13

【事業スケジュール】

会計年度任用職員(福祉施設負担金納付指導業務)1名を配置し、障害児福祉費負担金の未納者に対して、年間を通じて、電話催告、分納相談、訪問徴収等の納付指導及び未納者の調査、未納理由の把握、未納関係書類の整備、徴収管理等を実施し、徴収率の向上及び費用負担の公平化を図る。

【事業開始年度】

平成4年度

【根拠法令】

- 児童福祉法
- 横浜市児童福祉施設入所者等の措置費等の徴収に関する規則
- 横浜市児童福祉施設(保育所を除く)入所者等の措置費等徴収事務取扱要領

【根拠とするデータ等】

前年度実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	内田 太郎	柄 洋平	森山 カイン

(こども青少年局ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名
6款 3項 1目 福祉避難所応急備蓄物資整備

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号 主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号
-
令和2年度 事業評価書 番号

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	566	0					566
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	654						654
増△減	△ 88	0	0	0	0	0	△ 88

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	986	986	838
算 市債+一般財源	986	986	838
決 事業費	851	502	608
算 市債+一般財源	851	502	608

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	566	566
算 市債+一般財源	566	566

方針の確認/決裁
有() 無()

【事業の目的・必要性】
「横浜市防災計画」に基づき、災害時に地域防災拠点等で避難生活が困難な在宅の要援護者のための福祉避難所を運営する社会福祉施設等に対し、予算の範囲で横浜市社会福祉施設災害時福祉避難所応急備蓄物資を整備し、災害時における在宅要援護者への支援を充実します。

【令和3年度実施内容と期待される効果】
1 実施内容
(1) 福祉避難所応急備蓄物資の整備
食糧、水、及び粉ミルク9食分(3日分)と生活必需品(紙おむつ、毛布等)を整備
(2) 備蓄の考え方
ア【在宅要援護者数】避難所として占有利用できる床面積÷3平方メートル(施設利用者が日常利用するスペースを除く、端数は切り捨て)
イ【支援者数】要援護者6名に対し1名(施設職員・ボランティア、端数は切り上げ)
ウ 3か年で整備し、4年目以降は耐用年数を過ぎた物資を更新・補充
2 期待される効果
使用又は処分した備蓄物資の補充、使用期限を迎える備蓄物資の更新を行うことで、災害時に在宅要援護者を受け入れ、支援を行うことができます。

【実績及び今後見込み】
民間社会福祉施設が災害に備えた応急備蓄物資の整備に要する費用を助成します。
食糧品及び生活必需品を毎年必要量の1/3ずつ備蓄します。
＜3年度整備対象施設＞
・整備中
新規福祉避難所協定締結施設
・更新中
横浜療育医療センター、くるみ学園、すみれ園、横浜訓盲院、ぶどうの実、ぼらいと・えき
地域療育センターあおば、中部地域療育センター、南部地域療育センター、北部地域療育センター
横浜医療福祉センター港南

【事業費の内訳】
＜基礎数値＞ 物品品目及び一人あたりの単価(税抜)

物資	単価(円)	単価内訳
食糧・水		
粉ミルク		
紙おむつ・おしり拭き		
簡易トイレ・生理用品		
毛布		

・整備中の施設は、食糧品及び生活必需品を毎年必要量の1/3ずつ備蓄
・更新中施設は、食糧・水・粉ミルク等を更新
※整備中の施設…契約締結後、3年未満で備蓄未完了施設
※更新中の施設…契約締結後、3年以上経過し備蓄完了し、食品等の更新を行っている施設

【事業スケジュール】

6月～7月	福祉避難所整備状況調査
7月～8月	福祉避難所施設に対して災害備蓄物資配布申請依頼
8月～9月	配布数の調整・決定、要綱所管課への物資の発注依頼
8月～10月	業者選定委員会、物資の入札
12月～	各施設への物資の納品、物資代金支払い

【事業開始年度】
平成8年度

【根拠法令】
横浜市社会福祉施設等災害時福祉避難所応急備蓄物資整備事業要綱

【根拠とするデータ等】
所管の福祉避難所数11か所

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 内田 太郎	係長 畑下 陽介	係 竹友 沙耶
--------------------	-------------	-------------	------------

(こども青少年局 ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6款3項1目 児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号
-
令和2年度 事業評価書 番号

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	27,000	13,500	0	0	0	0	13,500
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0
増△減	27,000	13,500	0	0	0	0	13,500

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	0	0	0
算市債+一般財源	0	0	0
決事業費	0	0	0
算市債+一般財源	0	0	0

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	0	0
算市債+一般財源	0	0

方針の確認/決裁
有() 無()

【事業の目的・必要性】

児童福祉施設等は感染症のリスクが継続する中で、適切な防止対策を行った上で事業を継続することが求められることから、感染防止に資する備品購入等に対する経費に加えて、施設職員が感染症対策の徹底を図りながら施設運営できるよう必要な経費を補助します。

【対象施設・事業】

児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童家庭支援センター

【対象経費】

感染防止に資する衛生用品や備品購入費、感染対策に関する研修受講経費、感染症対策に関する業務の実施に伴う職員への手当等のかかり増し経費等

【令和3年度実施内容と期待される効果】

児童福祉施設等における感染拡大を防止する観点から、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等に対する支援を行うとともに、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を支援することにより、児童福祉施設等における継続的な事業実施に向けた環境整備を図ることができます。

【実績及び今後見込み】

対象施設	令和2年度見込	令和3年度見込
乳児院	3	3
母子生活支援施設	8	8
児童養護施設	11	11
児童心理治療施設	1	1
児童自立支援施設	2	2
ファミリーホーム	5	5
自立援助ホーム	7	7
児童家庭支援センター	17	17

【事業費の内訳】

	令和2年度	令和3年度
備品費	0	1,000
補助金	0	26,000

【事業スケジュール】

令和3年6月 交付申請受付
令和3年8月 交付決定
令和4年2月 実績報告受付・額確定通知
令和4年3月 補助金交付

【事業開始年度】

令和3年度

【根拠法令】

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(児童福祉施設等)実施要綱

【根拠とするデータ等】

市所管児童福祉施設数等

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	安藤 敦久	石橋 大輔	石渡 準

(こども青少年局ー)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[こども青少年局 障害児福祉保健課]

事業名
6 款 3 項 1 目 障害児施設等における福祉サービス継続支援事業(障害児入所施設分)

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	-
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	5,600	5,600					0
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度							0
増△減	5,600	5,600	0	0	0	0	0

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	0	0	0
算 市債+一般財源	0	0	0
決 事業費	0	0	0
算 市債+一般財源	0	0	0

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	0	0
算 市債+一般財源	0	0

方針の確認/決裁
有()・無

【事業の目的・必要性】

利用者や職員の感染等によって通常とは異なる特別な体制でのサービス提供を行う等、感染症拡大の影響により経費が増大している各種福祉サービスの事業者に対して、今後も必要なサービスを継続して提供できるようにするため、かかり増し経費を助成する。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

新型コロナウイルス対策にかかる衛生用品の購入や事業継続に必要な人員確保のための賃金・手当等の費用を支援し、施設における感染防止対策の充実及び施設の継続的な運営体制の確保することで、利用者が今後も必要なサービスを受けることができる。

【実績及び今後見込み】

年度	R3見込
事業費	5,600
補助金	5,600

【事業費の内訳】

補助金	R3予算	積算内容
福祉型入所施設	2,955	福祉型入所施設3×985,000円
医療型入所施設	2,645	医療型入所施設5×529,000円
合 計	5,600	

【事業開始年度】

令和3年度

【根拠法令】

児童福祉法 横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業等補助金交付要綱

【根拠とするデータ等】

所管施設数

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	内田 太郎	畑下 陽介	畑下 陽介

(こども青少年局ー)